

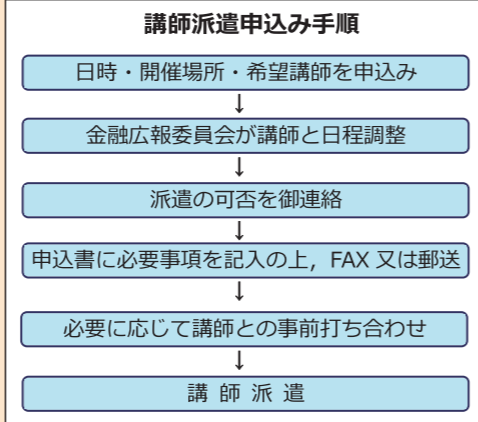
広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

※10名以上のグループでお申込みください。

※学校、公民館などへの講師派遣も可能です。

※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。



広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町 8-17 日本銀行広島支店内

電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関などからなる組織です。

【講師をつとめる金融広報アドバイザー（令和元年9月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
でじ ちえ 出路 千恵	・高齢者のための家計管理と生活設計 ・夢や希望の実現に向けての家計診断と夢プラン ・消費者問題、金融教育など地域ぐるみの学習会	くらはし たかひろ 倉橋 孝博	・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の心構え
おおた かずこ 太田 和子	・家庭での金銭教育を考えよう ・老後の暮らしを豊かにしよう ・消費者啓発	まつおか くにやす 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
どい けいこ 土井 敬子	・消費者問題 ・金銭教育 ・高齢化社会に向けての生活設計	かわむら さわこ 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
さとう けんじ 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療など生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及など）	いいた ひとみ 飯田 ひとみ	・定年退職・再就職の予備知識（働き方と年金・保険） ・パートで働くときの基礎知識（保険・年金・税金・労働条件） ・女性の一生とお金のお話（本当に必要なお金は）
かじもと りえ 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	みかみ きくみ 三上 喜久美	・ライフプランとキャリアプラン（生活設計と働き方） ・リタイアメントプラン（年金・保険など） ・子どもへの金銭教育
いそぎき のりお 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識		

あなたのまちの消費生活相談窓口

市 町	電話番号	相談日※	相談時間※	市 町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日 (祝日も対応)	10:00~19:00	安芸高田市	0826-42-1143	月・金	9:30~16:30
呉市	0823-25-3218	月~金	8:30~16:30	江田島市	0823-43-1843	月~金	9:00~16:00
竹原市	0846-22-6965	月~金	10:00~16:00	府中町	082-286-3128	月~金	9:00~16:00
三原市	0848-67-6410	月~金	9:00~16:00	海田町	082-823-9219	月~金	9:00~17:00
尾道市	0848-37-4848	月~金	9:00~17:00	熊野町	082-820-5636	月~金	10:00~16:00
福山市	084-928-1188	月~金	8:30~16:30	坂町	082-820-1535	木	9:00~16:00
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00~16:00	安芸太田町	0826-28-1973	月~金	9:00~16:00
三次市	0824-62-6222	月・火・木・金	9:00~16:00	北広島町	0826-72-5571	木	10:00~16:00
庄原市	0824-73-1228	月~金	9:00~16:00	大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00~15:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00~16:00	※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口で相談できます。			
東広島市	082-421-7189	月~金	9:00~17:00	世羅町	0847-22-1111(代)	月~金	10:00~16:00
廿日市市	0829-31-1841	月~金	9:00~16:00	神石高原町	0847-89-3088	月~金	9:00~16:00

※祝日・年末年始（広島市は年末年始）は休みです。また、昼休憩があります。

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/>
消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
県民相談 ☎082-223-8811 … 行政関係、相続・離婚、近隣トラブル、交通事故問題など
受付時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



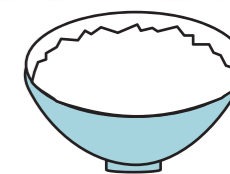
消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

消費者トラブル
ひとりで悩まず
すぐ相談
消費者ホットライン
☎188

食品ロスを減らすために、私たちにできること。

食品ロスとは？

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では、事業者から約352万トン、家庭から約291万トンの食品ロスが発生しています（平成28年度推計）。家庭から出る主な食品ロスは、食べ残し、賞味期限切れなどによって手つかずのまま廃棄されたもの、過剰に除去された可食部分（厚くむき過ぎた野菜の皮など）があります。食品ロスをなくすためには、一人一人が「もったいない」の意識を持って日々の生活を見直すことが大切です。

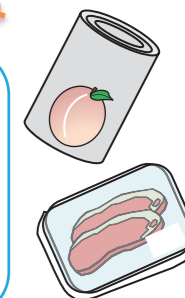


国民一人当たり換算すると、「お茶碗約1杯分（約139g）の食べもの」が、毎日捨てられていることとなります

できることからはじめてみましょう 食品ロス削減の取組み

消費期限と賞味期限を正しく理解しましょう

食品を無駄にしないためには、食品の期限表示を正しく理解することが大切です。
消費期限：「過ぎたら食べないほうがよい期限」（弁当、総菜など傷みやすい食品に表示）
賞味期限：「おいしく食べることができる期限」（カップ麺、缶詰など日持ちする食品に表示）
賞味期限を過ぎても、ただちに食べられなくなるわけではありません。すぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうか判断することも大切です。



買い物のとき

○買い過ぎを防ぐために、買い物の前に冷蔵庫の中身を確認しましょう。写真を撮っておくのも有効です。
○ばら売りや量り売りを利用して、必要な分だけを購入しましょう。

調理のとき

○野菜や果物の皮は厚むきしないようにしましょう。
○食べられる分だけを作るようにしましょう。食材が余ったときなどは、「食材使い切りレシピ」を検索してみましょう。消費者庁では、クックパッドの「消費者庁のキッチン」でレシピを公開しています。

保存するとき

○期限が近いものを手前に置くなど、配置を工夫しましょう。
○定期的に冷蔵庫内を整理する日を作りましょう。

外食のとき

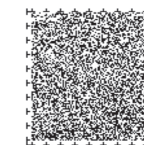
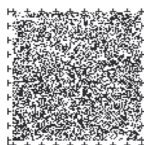
○食べきれぬ量を注文する心がけましょう。
○宴会などでは3010運動（※）を実践しましょう。
※最初の30分と最後の10分は、自分の席で料理を楽しむ時間とすることで、食品ロスを減らす取組み。

目次

トラブル事例（投資などの勧誘、定期購入に関するトラブル）	2
消費者契約法が改正されました！	3
広島県金融広報委員会の講師派遣制度、消費生活相談窓口	4
協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）	

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。



「必ず儲かる」などの言葉に注意！投資などの勧誘に関するトラブル

事例紹介

インターネットで、「儲かる株の銘柄を教えます」という表示を見て、電話で申し込んだ。手数料として最初に 50 万円を事業者に支払って担当者やり取りをしているうちに、「年会費 400 万円でもっと詳しい情報を教えるコースがある。絶対に損はしない」とさらに勧誘を受け、契約した。しかし、一向に儲からないため解約したい。(70歳代男性)



どのような勧誘があるのか？

○メリットばかりを強調します

リスクについて十分に説明することなく「元本保証」「値上がり確実」など、メリットのみを強調し、「あなただけ」「今だけ」などの言葉で巧みに勧誘します。

○話題性のあるテーマなど、様々な名目で勧誘します

「仮想通貨」「再生エネルギー事業」「AI」など話題性の高いテーマに便乗した勧誘や、実態のつかめない海外事業やファンドへの投資の勧誘などがあります。

トラブルに遭わないために

○「必ず儲かる話」はありません

勧誘や広告の甘い言葉をうのみにせず、手数料やリスクなど不利益となる事実について、契約書の内容を必ず確認しましょう。儲かる仕組みがよく理解できない場合は契約をしないようにしましょう。

○事業者の登録の有無を確認しましょう

株や投資信託などを販売する事業者は、金融商品取引業の登録を受けている必要があります。登録を受けているかどうかは金融庁のホームページなどで確認できます。

○その場ですぐに契約しないようにしましょう

株や投資などの金融商品は高額な買い物です。いったん持ち帰り、家族などに相談しましょう。

お試しのつもりだったのに…定期購入に関するトラブル

事例紹介

SNSで、「お試し価格 500 円」という広告を見て、スキンケア商品を購入し、後日商品が届いた。1 回だけのつもりだったが、しばらくして 2 回目の商品が届いたため確認すると、定期購入になっていた。「お客様都合による返品は受けません」とあるが、解約したい。(20歳代 女性)

トラブルに遭わないために

○購入前に「定期購入が条件ではないか」を必ず確認しましょう

ホームページなどの広告では、「初回〇円」「送料のみ」などの表示が強調される一方で、定期購入が条件となっていることは小さく表示されている場合があります。

通信販売はクーリング・オフできません。広告に返品や解約について明記してあれば、それに従うことになります。

購入前に、契約内容や解約条件についてよく確認することが大切です。

広告画面のイメージ



※4回以上の購入が条件です

ここに注意！

消費者契約法が改正されました！

消費者契約法ってどんな法律？

消費者と事業者の間には、持っている情報の質や量、交渉力に格差があります。消費者契約法はこの格差を前提として、消費者の利益を守ることを目的とした法律です。具体的には、消費者契約（※）について、不当な勧誘による契約の「取消し」と不当な契約条項の「無効」などを定めています。今回（平成 30 年）の改正で、取消し・無効の範囲が拡大されました。改正法は、令和元年 6 月 15 日から施行されています。ここでは、改正の内容の一部をご紹介します。

※私たちが、お店で商品を買ったり有料サービスを受けたりする場合など、消費者と事業者との間で締結される契約を「消費者契約」といいます。この場合の「消費者」とは、事業として、または事業のために契約の当事者となる場合を除く個人をいいます。

契約の取消しとは

契約は有効に成立するものの、取消権を持っている当事者が取り消すことができるという制度。取り消した場合、契約は最初にさかのぼって無効になる。

契約の無効とは

最初から契約としての効力が認められないということ。

取消し範囲の拡大

次のような不当な勧誘によって結んだ契約は、取り消すことができるようになりました

デート商法など

(好意の感情の不当な利用)

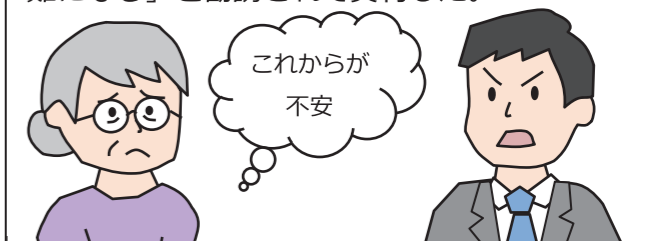
(例) SNSで知り合った男性と何度か連絡をして好きになった。宝石展示場に誘われて行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と男性から言われて契約した。



高齢者などの不安をおおる勧誘

(判断力の低下の不当な利用)

(例) 加齢により判断力が低下した消費者が、事業者から「投資用マンションを買わなければ、定期収入がなく今のような生活を送ることは困難になる」と勧誘されて契約した。



無効範囲の拡大

次のような消費者の利益を不当に害する契約条項は、無効となりました

成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項

(例) アパートなどの賃貸借契約における「賃借人が、後見開始の審判を受けた時は、賃借人は直ちに本契約を解除できる」とする条項



事業者が自らの責任の有無や限度を自ら決める条項

(例) 「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負うものとします」とする条項

事業者が消費者の解除権の有無を自ら決める条項

(例) 「お客様は、当社に過失があると当社が認める場合を除き、注文のキャンセルはできません」とする条項

詳しくは、消費者庁ウェブサイトへ！ 消費者庁 消費者契約法 検索

